

◎遠別町B & G海洋センター

遠別町B & G海洋センター使用料

利 用 区 分		使 用 料 金			
専 用 使 用		午 前 10:00～ 12:00	午後 (1) 13:00～ 15:00	午後 (2) 15:00～ 17:00	夜 間 18:00～ 20:00
		2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
個人 利用	幼児～小人 (小・中学生、高校生)	無 料			
	大人 (大学生・大人)	1回 100円			
	大人 11回券	1,000円/枚			
	大人 年間券	2,000円/枚			
登録 団体 利用	スポーツ少年団	無 料			
	スポーツ団体	15,000円/年間/団体			

備 考

- 1 使用時間が各時間区分に満たない場合でも、当該時間区分のとおり使用したものとみなす。

使用期間及び使用時間 【遠別町B & G海洋センター条例施行規則 第2条】

使用期間：6月から9月までの使用可能な期間

使用時間：午前10時から午後8時まで

休 館 日 【遠別町B & G海洋センター条例施行規則 第3条】

6月と9月の月曜日とする。

専用使用許可の申請 【遠別町B & G海洋センター条例施行規則 第4条】

専用使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに専用使用許可申請書(別記第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

使用料の減免 【遠別町B & G海洋センター条例施行規則 第6条2項】

使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 国及び他の地方団体が主催、又は共催して使用する場合 免除
- (2) 町並びに所属機関が主催・共催して使用する場合 免除
- (3) 町内公立学校がその目的達成のため使用する場合 免除
- (4) 青少年の健全育成を目的として使用する場合 免除
- (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に定める社会教育関係団体で、その団体が本来の目的達成のために使用する場合 8割免除
- (6) 町内社会教育関係登録団体が使用する場合 8割免除
- (7) 町内社会福祉団体及び町内会が使用する場合 8割免除
- (8) 町内経済機関・団体が使用する場合 5割免除
- (9) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 審査結果

※入場者より料金をとって行事を行う場合、又は営利を目的として行う場合は、原則として料金の減免はしないものとする。